

## 試問は 手帳見て答えて構わない!

5月12日、大阪第二運輸所不当労働行為事件の証人尋問が中央労働委員会で行われました。この事件は、会社が試問に対して不当にも『回答集』を作成し、社員の組合所属を差別して配布した事件です。

大二運の仲間は、会社側弁護士の意地の悪い質問に正々堂々と立ち向かい、不当労働行為の事実を明白に証言しました。特に「私は悩んだときに相談できる仲間がいる。しかし、相談できない人はのぞみに飛び込み自殺をしているんだ、そういう会社なんだ」と証言し、誰もが心をうたれました。

ところで、会社側弁護士から「試問に対しては、平成14年から手帳を見て答えていいとされているでしょう!？」と追及がありました。一瞬傍聴席がどよめきました。実際職場では、手帳を見て答えようとすると「手帳は見るな!」と怒られるからです。

皆さん!これからは、試問に対して堂々と「会社の指示」に従って手帳を見て答えましょう!

大二運不当労働行為中労委審問